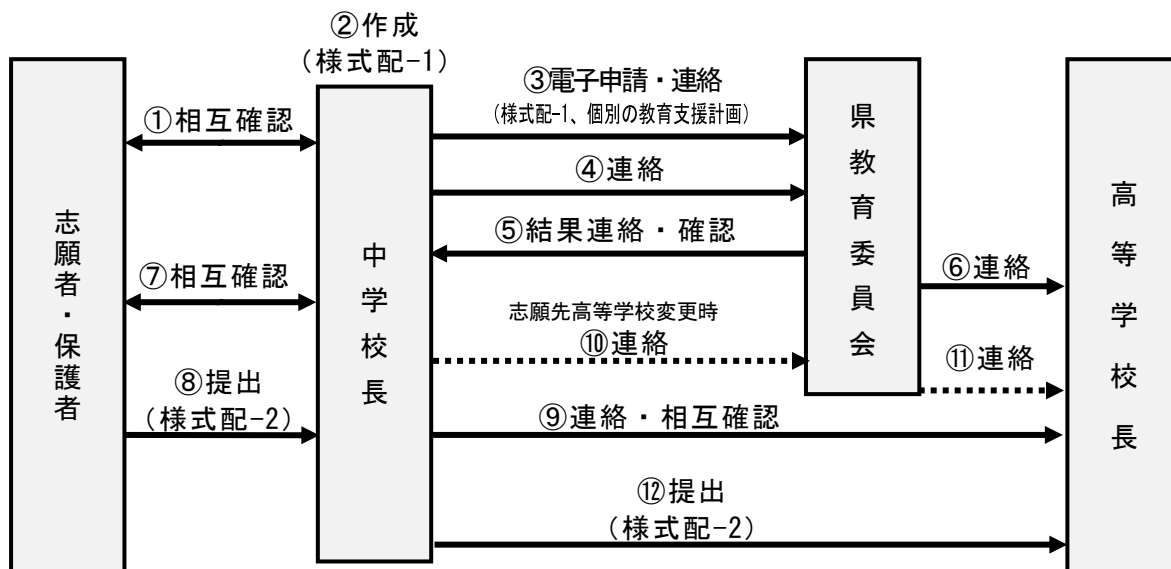


栃木県立高等学校入学者選抜における配慮の申請手続について

1 申請手続

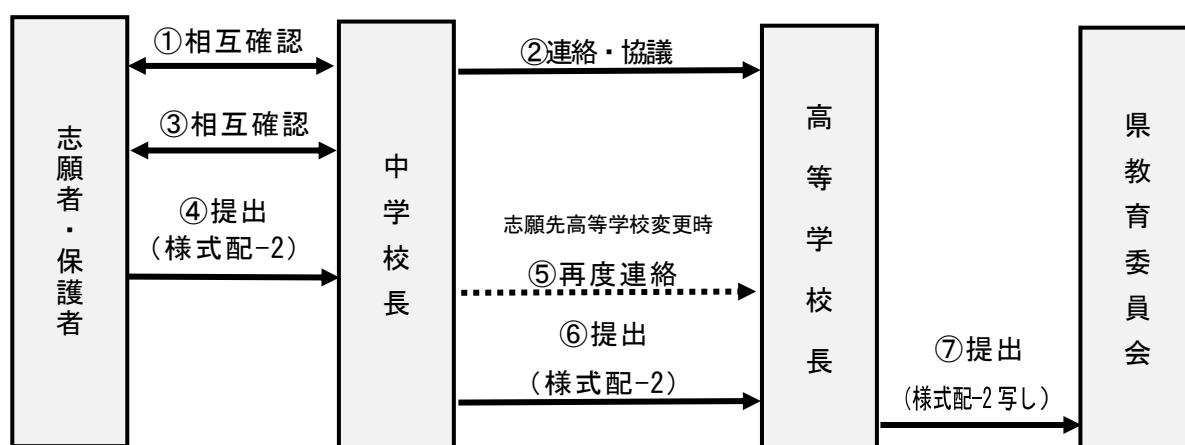
【ア 学力検査問題に直接関わる配慮】

- ① 中学校長は、志願者・保護者と希望する配慮事項を確認する。
- ② 中学校長は、「配慮受検希望調書」（様式配-1）を作成する。
- ③ 中学校長は、事前に栃木県電子申請システムの利用登録をした後、令和8（2026）年9月14日（月）午前9時から10月13日（火）午後3時30分までに電子申請システム申請フォーム（県教育委員会事務局の中学校用フォーム）にアクセスし、配慮に係る申請事項を登録するとともに、「配慮受検希望調書」（様式配-1）と個別の教育支援計画（支援機関一覧及び個別の指導計画）をPDFデータでアップロードする。
- ④ 中学校長は、電子申請を行った旨を特別支援教育課インクルーシブ教育推進担当（028-623-3428）に電話連絡する。その後、特別支援教育課は、中学校、高等学校双方に対して合意形成に向けた聴き取り等を実施する。
- ⑤ 高校教育課は特別支援教育課と協議の上、11月中旬までに配慮の内容を中学校長へ書面で通知するとともに、当該生徒の志願先高等学校の確認を行う。
- ⑥ 高校教育課は、当該生徒に係る配慮事項について志願先高等学校長に電話連絡する。
- ⑦ 中学校長は、志願者・保護者と配慮事項の相互確認を行う。
- ⑧ 志願者・保護者は、「入学者選抜における配慮申請書」（様式配-2）を作成し、中学校長に提出する。
- ⑨ 中学校長は、11月中旬から12月中旬までに志願先高等学校長に電話連絡し、当該生徒に係る配慮事項について相互確認をする。
- ⑩ 中学校長は、当該生徒の志願先高等学校に変更があった場合は、速やかに高校教育課に電話連絡する。
※ 志願先高等学校に変更があった場合、志願者・保護者は上記⑧から、中学校長は上記⑨からの手続を再度行う。
- ⑪ 高校教育課は、志願先変更の連絡を受け、変更前の高等学校長と変更後の高等学校長に連絡する。
- ⑫ 中学校長は、令和9（2027）年2月12日（金）正午から同月15日（月）午後3時30分までに、栃木県電子申請システムの各高等学校の中学校用フォームにアクセスし、調査書等とともに「入学者選抜における配慮申請書」（様式配-2）を志願先高等学校長へ提出する。



【イ ア以外の配慮】

- ① 中学校長は、志願者・保護者と希望する配慮事項を確認する。
- ② 中学校長は、令和8（2026）年11月中旬から12月中旬までに志願先高等学校長に連絡して協議する。
- ③ 中学校長は、志願者・保護者と配慮事項の相互確認を行う。
- ④ 志願者・保護者は、「入学者選抜における配慮申請書」（様式配-2）を作成し、中学校長に提出する。
- ⑤ 中学校長は、当該生徒の志願先高等学校に変更があった場合は、速やかに変更前の高等学校長に連絡する。
※ 志願先高等学校に変更があった場合、志願者・保護者は上記④から、中学校長は上記②からの手続を再度行う。
- ⑥ 中学校長は、令和9（2027）年2月12日（金）正午から同月15日（月）午後3時30分までに、栃木県電子申請システムの各高等学校の中学校用フォームにアクセスし、調査書等とともに「入学者選抜における配慮申請書」（様式配-2）を志願先高等学校長へ提出する。
- ⑦ 高等学校長は、2月17日（水）までに中学校長から提出された「入学者選抜における配慮申請書」（様式配-2）の写しを特別支援教育課インクルーシブ教育推進担当に提出する。



2 留意事項

- ・ 希望する配慮事項等については、中学校における配慮の内容を踏まえ、志願者・保護者と中学校長が事前に十分な確認を行う。
- ・ 「ア 学力検査問題に直接関わる配慮」については、配慮の内容により、医師の診断書（写し）の提出を求めることがある。その際は、特別支援教育課から当該中学校長へ電話連絡する。診断書（写し）は郵送（書留・親展）にて特別支援教育課に提出する。
- ・ 作文において配慮を希望する場合は、「ア 学力検査問題に直接関わる配慮」の手続に従う。
- ・ 栃木県電子申請システムの利用登録を行う際は、中学校等の校長の氏名、学校代表電話番号、学校代表メールアドレスを用いるものとする。
- ・ 「ア 学力検査問題に直接関わる配慮」の申請手続③の申請フォーム（県教育委員会事務局の中学校用フォーム）のアクセス情報については、8月下旬に各市町教育委員会を通して中学校に通知する。